

●手続方法

水道課・下水道課・上下水道料金お客様センターのいずれかの窓口で相談し、猶予期限などを決定後、申請書を提出してください。

伊豆の国市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公営の水道料金・下水道使用料の支払いが困難となつた人に対し、支払いの猶予をします。

新型コロナウイルスの影響による

下水道使用料の支払猶予

●対象

公営の水道給水範囲および、下水道接続範囲（民営簡易水道地域、営業用温泉汚水含む）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しているなど、一時的に公営の水道料金・下水道使用料の支払いが困難となつた人で、次のいずれかの条件を満たす人（法人も含む）

●猶予の対象となる料金
公営の水道料金・下水道使用料の令和2年4月請求分から令和2年9月請求分まで

●猶予期限
請求月から最長6カ月

①令和元年度（令和2年3月請求分）までの水道料金などの未納がない人

例①令和2年4月末に納期限を迎える料金は、令和2年10月末まで

●受付期間
9月30日（水）まで

②納付誓約書を交わし、遅延なく履行している人

例②令和2年9月末に納期限を迎える料金などは、令和3年3月末まで

●その他
料金などの減免を行うものではありません。

- 申請者の本人確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 法人の場合は、窓口に来た人の本人確認できる書類と代表者印
- 収入減少により金融機関などに制度資金の申し込みをした書類または収入減少のわかる書類
- 猶予期間終了後も、支払いについて相談に応じます。
- 口座引き落としで支払いをしている場合は、毎月10日までに申請手続きを完了してください。（一度引き落とされた料金は返金できません）

●問い合わせ
水道課
055(948)2911
下水道課
055(948)2920
上下水道料金お客様センター
055(948)2919



新型コロナウイルスの影響による 国民年金保険料の納付が困難な人へ 国民年金保険料の免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象者（以下のいずれにもあてはまる場合）

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当、学生の場合は学生納付特例基準相当になることが見込まれる方。

申請期間

令和2年2月分から6月分まで（※令和2年7月以降分は、改めて申請が必要です。）

学生の場合 令和2年2月分から令和2年3月分まで（令和元年度分）
令和2年4月分から令和3年3月分まで（令和2年度分）

申請方法

国保年金課（伊豆長岡庁舎）または、三島年金事務所で申請
郵送での申請も可能ですので、ご利用ください。
詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

問合せ

三島年金事務所 ☎ 055-973-1166
国保年金課 ☎ 055-948-2905

